



カヌーのまちづくりに向けて



現在 丹沢湖では、生涯スポーツや地域の振興を目的とし、カヌーを利用することができますが、平成 29 年 7 月から「SUP（スタンドアップパドルボード）」も利用が可能となりました。

SUPを利用するにあたり、これまでのカヌーと同様、規制や遵守事項がありますので、ご確認の上お楽しみください。

山北町教育委員会



【利用にあたっての問い合わせ先】

丹沢湖でカヌー等を利用する場合、条件や場所、期間の制限がありますので、お問い合わせの上ご来場ください。

(公財) 山北町環境整備公社  
(丹沢湖記念館内)  
TEL0465 (78) 3415



## 丹沢湖カヌー等利用時における遵守事項

丹沢湖でカヌーを利用する際は、次にあげる事項を守り、事故のないようにご利用ください。

1. 湖面では、常にライフジャケット及び（公財）山北町環境整備公社から貸与されたゼッケンを着用し、利用水域内で運航すること。
2. 湖面利用は基本的にセルフレスキューであるので、十分に注意して運航すること。
3. 使用艇は、日々持込み、持出しとし、放置・係留はできません。
4. 団体の指導者は、初心者に対する注意を怠らず、危険及び事故の防止に努めること。  
また、初心者は、指導者の指示に従うこと。
5. 丹沢湖カヌー等運航規程及び申込時の誓約書を十分に理解したうえで、湖面を利用すること。
6. 運航中に天候が急変したときは、速やかに着岸し、湖面の利用を中止すること。
7. 年間を通して、水温、日没時刻等に注意し、必要に応じてウエットスーツやドライスーツを着用すること。
8. 天候の悪化や事故が発生した場合など湖面の利用が危険と判断したときは、運航を中止することがあるので、（公財）山北町環境整備公社の職員の指示に従うこと。
9. （公財）山北町環境整備公社及び酒匂川水系ダム管理事務所の監視船の航行に支障のないように運航し、関係職員から注意等の指示があった場合は必ず従うこと。
10. 釣り舟や他の艇等に接触することのないように十分注意し、運航すること。
11. 湖面利用中の遊泳及びカヌー等での釣りは一切禁止する。
12. 各団体・グループの責任者は、常に安全な利用、運航の指導・監視を行い、他者の迷惑にならないように留意し、事故防止策に万全を期すこと。万一事故が発生した場合は、速やかに（公財）山北町環境整備公社に報告し、自己の責任において処理すること。
13. 丹沢湖は、神奈川県民へ水を供給している貯水池でもあるため、湖水面はもちろんのこと丹沢湖周辺への環境の配慮をお願いするとともに、自然保護への心配りもお願いします。

※上記のほか、SUPを利用するにあたり次の事項を遵守すること。

- (1) 2艇以上での来場を条件とします。
- (2) ボードリーシュを着用し、裸足での利用は禁止します。
- (3) 湖面利用期間は、4月から10月までとする。
- (4) 湖面監視員が見える範囲で運航すること。

以上、湖面利用のルール（丹沢湖カヌー等運航規程・遵守事項）を守れない場合は、カヌー等の利用を中止する場合があります。

公益財団法人 山北町環境整備公社（丹沢湖記念館内）  
TEL 0465 - 78 - 3415